

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 3 5 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 8 年 4 月 3 0 日)

○開催日時 令和 8 年 4 月 3 0 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 5 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 事務局職員の人事異動について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 14 | 議案第 7 号 | 令和 8 年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について |
| 日程第 15 | 議案第 8 号 | 町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する事前協議について |

○出席委員（26名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
8番	山	田	良	雄	9番	木	幡		誠
10番	佐々	木		實	11番	竹	花	智	子
12番	猿	谷	忠	義	13番	畠	山	友	子
14番	市	川	義	晴	15番	藤	田	浩	義
16番	石	田	昌	樹	17番	及	川	哲	夫
18番	小	島		敏	19番	斉	藤	春	雄
20番	岸	本	正	明	21番	伊	藤	一	吉
22番	豊	島	千	秋	23番	目	黒	英	夫
24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内	敏	光

○欠席委員（0名）

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	福	原	義	人
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
総務担当	主任	谷	口	百	恵
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主事	後	藤	良	介
農地調整担当	事務員	花	輪	政	雄

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

20番	岸	本	正	明	21番	伊	藤	一	吉
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年7月8日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席20番 岸 本 正 明

議席21番 伊 藤 一 吉

◎開会宣言

○事務局（福原事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 7 件、議案 8 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 35 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 26 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。20 番岸本委員、21 番伊藤委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「事務局職員の人事異動について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（福原事務局長）

報告第 1 号、事務局職員の人事異動について。職員に事務の一部を委任する規程第 1 条により、次のとおり事務局職員の異動発令を行ったので報告する。

1 令和 8 年 3 月 31 日出向、事務局長 川畑智明、別海町へ出向を命ずる。

2 令和 8 年 4 月 1 日出向、主事 加藤智也、別海町へ出向を命ずる。

3 令和 8 年 4 月 1 日付任命、別海町部次長 福原義人、別海町農業委員会職員に任命する。事務局長を命ずる。別海町事務員 花輪政雄、別海町会計年度任用職員に任命する。事務員（第 1 号会計年度任用職員）を命ずる。農業委員会事務局勤務を命ずる。任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長に権限を委任した事務の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長(信夫会長)

日程第2 報告第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第2号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和7年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和8年3月13日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和8年3月13日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、永久転用の完了報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長(信夫会長)

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(大山主幹)

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和8年2月26日開催の第33回農業委員会総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります令和8年3月19日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和6年度並びに令和7年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和8年4月16日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりとなっていますので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。砂計画高、〇〇〇m³に対し、出来高、〇〇〇m³。事業完了年月日、令和7年12月24日。

第2号、申請者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土計画高、〇〇〇m³に対し、出来高、〇〇〇m³。事業完了年月日、令和7年12月22日。

第3号、申請者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。砂計画高、〇〇〇m³に対し、出来高、〇〇〇m³。事業完了年月日、令和7年12月3日。

第4号、申請者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。砂計画高、〇〇〇m³に対し、出来高、〇〇〇m³。土計画高、〇〇〇m³に対し、出来高、〇〇〇m³。事業完了年月日、令和7年11月17日。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきまして、18番小島委員。2号につきまして、1番羽石委員。3号と4号につきまして、9番木幡委員をお願いします。

それでは、1号につきまして、18番小島委員をお願いします。

○18番 小島委員

はい、御説明します。4月16日に羽石委員、木幡委員、事務局と現地を見てきました。継続案件で整地されており、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして、1番羽石委員をお願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。4月16日に小島委員、木幡委員、事務局と現地

を確認してきました。継続案件で整地されており、良好と判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号と4号につきまして、9番木幡委員をお願いします。

○9番 木幡委員

はい、御説明します。4月16日に小島委員、羽石委員、事務局と現地を確認してきました。継続案件できれいに整地されており、良好と判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第4号の委員説明が終わりました。

ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は17件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしていることを確認しています。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長(信夫会長)

日程第6 報告第6号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(後藤主事)

報告第6号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和8年2月26日開催の第33回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨通知があったので報告する。

今回認可の通知があったものは、農地売買等事業の公社買入に係る所有権の移転が2件、農地売買等事業の貸付けタイプによる一時貸付に係る利用権の設定が47件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が34件、経営移譲による利用権の移転が3件となっており、要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可年月日は、所有権の移転の1号から2号、利用権の設定の1号から47号が令和8年3月13日、利用権の設定の48号から81号、利用権の移転の1号から3号が令和8年3月27日となっています。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、利用権の設定の24号につきましては、○番○○委員、26号は、○番○○委員、41号は、○番○○委員、48号と49号は、○番○○委員、78号と79号は、○番○○委員が関係する案件となりますので、利用権の設定の24号は○番○○委員、26号は○番○○委員、41号は○番○○委員、48号と49号は○番○○委員、78号と79号は○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

また、同じく利用権の移転の1号は○番○○委員、2号は○番○○委員が関係する案件となりますので、利用権の移転の1号は○番○○委員、2号は○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは、報告第6号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長(信夫会長)

日程第7 報告第7号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(後藤主事)

報告第7号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の(7)に基づく審査に係る意見が求められ、令和8年3月13日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

今回は10件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。

なお、今回は、新規が1件、変更が1件、再認定が8件となっております。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、9号につきましては、○番○○委員が関係する案件となりますので、9号につきまして○番○○委員を議事参与制限案件とさせていただきます。

それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は5件となっております。なお、貸人、借人の双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。解約する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和7年9月26日から令和11年1月31日まで。合意解約成立の日、令和8年3月3日。土地の引渡しの時期、令和8年3月3日。

第2号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和7年9月26日から令和11年1月31日まで。合意解約成立の日、令和8年3月3日。土地の引渡しの時期、令和8年3月3日。

第3号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和4年2月1日から令和14年1月31日まで。合意解約成立の日、令和8年4月9日。土地の引渡しの時期、令和8年4月9日。

第4号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、

賃借権。契約期間、令和４年９月２９日から令和９年９月２８日まで。合意
解約成立の日、令和８年４月９日。土地の引渡しの時期、令和８年４月９日。

第５号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解
約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。契約の内容、利用権の種類、
賃借権。契約期間、令和７年６月１７日から令和８年６月１６日まで。合意
解約成立の日、令和８年４月９日。土地の引渡しの時期、令和８年４月９日。

以上で議案第１号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第１号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、合意
解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第１号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質
問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第１号につきまして採決に入ります。否決の方の挙手を求
めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第１号につきまして知事の許可を要しないこ
とに決定します。

◎日程第９ 議案第２号

○議長（信夫会長）

日程第９ 議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。次の者
から農地法第３条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可
の決定を求める。

農地法第３条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地
法第３条第２項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御
参照願います。それでは朗読させていただきます。

第１号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇
〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇
〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲
り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。

売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から令和15年5月31日まで。賃貸価格は年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の農地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から令和46年2月25日まで。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和8年5月31日から20年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から40年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から5年間。賃貸価格は、年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第7号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第8号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円となっています。

第9号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第10号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第11号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から10年間。賃貸価格は、年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第12号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は、年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

第13号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和8年5月30日から5年間。

第14号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和8年6月26日から30年間。

第15号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。

貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は、年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっています。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。なお、9号につきまして、〇番〇〇委員に関する案件ですので、〇番〇〇委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは9号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

9号につきまして、9番木幡委員お願いします。

○9番 木幡委員

はい、御説明します。〇〇から〇〇が土地を買い受けるものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できると判断しています。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

9号につきまして委員説明が終わりました。それでは9号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、9号について採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、9号につきまして原案どおり許可することに決定します。

ここで、〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、15号につきまして、〇番〇〇委員に関する案件ですので、〇番〇〇委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは15号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

15号につきまして、18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、御説明します。〇〇と〇〇が賃貸しておりましたが、合意解約をし、新たに〇〇と賃貸借をするものです。航空写真により現地を確認しましたが、農地を効率的に利用できるかと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

15号につきまして委員説明が終わりました。それでは15号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、15号について採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、15号につきまして原案どおり許可することに決定します。

ここで、〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第2号の議事参与制限以外につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。1号、2号につきましては、18番小島委員。3号、4号につきましては、14番市川委員。5号につきましては、10番佐々木委員。9号を除く6号から11号につきましては、9番木幡委員。12号につきましては、1番羽石委員。13号、14号につきましては、23番目黒委員をお願いします。

それでは、1号、2号につきまして、18番小島委員をお願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。1号については、〇〇から〇〇へ土地を買い受けるものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できるかと判断しました。

2号については、〇〇と〇〇の間で新たに賃貸借を結ぶものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できるかと判断しました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号、4号につきまして、14番市川委員をお願いします。

○14番 市川委員

はい、説明いたします。3号4号ともに親子間での使用貸借の満了による継続案件となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして、10番佐々木委員お願いします。

○10番 佐々木委員

はい、説明いたします。〇〇から〇〇へ経営移譲のため、農地を賃貸する案件です。問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号を除く6号から11号につきまして、9番木幡委員お願いします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。6号につきましては、〇〇と〇〇の間で新たに賃貸借を結ぶものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できると判断しました。

7号につきましては、〇〇から〇〇が土地を買い受けるものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できると判断しました。

8号につきましては、〇〇から〇〇が土地を譲り受けるもので、航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できると判断しました。

10号につきましては、〇〇から〇〇が土地を買い受けるもので、航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できると判断しました。

11号につきましては、〇〇と〇〇が賃貸借しておりましたが、合意解約をし、新たに〇〇と賃貸借を結ぶものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できると判断しました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、12号につきまして、1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。〇〇と〇〇との間で新たに賃貸借を結ぶものです。航空写真により現地を確認し、農地を効率的に利用できると判断しました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、13号、14号につきまして、23番目黒委員お願いします。

○23番 目黒委員

はい、説明いたします。13号につきましては、〇〇から〇〇に経営移譲のため農地を使用貸借していたもので、期間満了に伴う更新案件です。今後とも継続して農作業に従事することが見込まれると判断しております。

14号につきましては、〇〇から〇〇に経営移譲のため農地を賃貸借していたもので、期間満了に伴う更新案件です。今後とも継続して農作業に従事することが見込まれると判断しております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第2号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。それでは、議案第2号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、議案第2号の議事参与制限以外につきまして、採決に入ります。
否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号の議事参与制限以外につきまして、原案どおり許可することに決定します。

(10時55分から11時10分まで休憩)

◎日程第10 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないことを確認しています。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、バンカーサイロ外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、牛舎外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第4号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、ラグーン外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転

用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第5号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆、面積、計〇〇〇㎡。目的、農業用施設建設。計画内容、バンカーサイロ外、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。それでは調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、18番小島委員。2号から4号につきましては、9番木幡委員。5号につきましては、1番羽石委員にお願いします。

それでは、1号につきまして、18番小島委員をお願いします。

○18番 小島委員

はい、御説明いたします。4月16日に現地を見てまいりました。今回、バンカーサイロを建設する予定で、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号から4号につきまして、9番木幡委員をお願いします。

○9番 木幡委員

はい、御説明いたします。2号から4号につきましては、11月10日に猿谷委員、岸本委員、事務局と現地を確認してまいりました。2号と3号は牛舎を建設する予定で、他に適した場所がないため、転用もやむを得ないと判断しました。4号は、ラグーンを建設する予定であり、他に適した場所がないため、転用もやむを得ないと判断しました。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号につきまして、1番羽石委員をお願いします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。5号につきまして、4月16日に小島委員、木幡委員、事務局と現地を確認してまいりました。申請地は、バンカーサイロを建設する予定で、現在施設がある土地にはスペースがなく、他に適した場所がないため、転用もやむを得ないと判断しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第3号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第11 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではないことを確認しています。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。契約内容、使用貸借。目的、砂、土採取。計画内容、砂採取量、計〇〇〇㎡。土採取量、計〇〇〇㎡。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた

委員の説明を求めます。

1号につきましては、18番小島委員。2号と3号につきましては、9番木幡委員をお願いします。

それでは、1号につきまして、18番小島委員をお願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。継続してまた同じ場所で採取するということで、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号と3号につきまして、9番木幡委員をお願いします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。2号3号につきましては、4月16日に小島委員、羽石委員、事務局と現地を確認してきました。申請地は継続案件で問題ない場所であると判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第4号につきまして採決に入りたいと思います。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第4号につきまして、原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第12 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

議案第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は、農地売買等事業の貸付けタイプによる一時貸付に係る利用権の設定が4件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が36件となっております。それでは、議案の朗読をさせていただきます。

1 利用権の設定。なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。また、当事者間の法律関係は、すべて賃貸借となっておりますので、この場での説明とさせていただきます、以降の朗読を省略させていただきます。

第1号、利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和8年5月22日。終期、令和13年2月10日。借賃、年間〇〇〇円。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

以降、利用権の設定をする者などの見出しは読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

また、次号から第4号まで、公社から一時貸付けを受ける案件で、利用権を設定する者、設定する利用権の始期は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。芳賀委員、伊藤委員。

第3号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。終期、令和13年3月13日。年間〇〇〇円。加藤祐介委員、小島委員。

第4号、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。終期、同上。年間〇〇〇円。山田委員、阿部委員。

次号から40号は、農地中間管理事業により、北海道農業公社を介しているため、2件まとめた形で説明いたします。

また、5号以降についても、利用権の設定をする者などの見出しは読み上げを省略し、左から順に各号の内容のみ朗読します。

第5号及び第6号、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。始期、令和8年6月1日。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。藤田委員、斉藤委員。

なお、次号から36号までの設定する利用権の始期は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第7号及び第8号、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。藤田委員、斉藤委員。

第9号及び第10号、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇㎡。〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。加藤祐介委員、藤田委員。

次号から第16号までの調整委員は、加藤祐介委員、藤田委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

第11号及び第12号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和11年5月31日。年間〇〇〇円。

第13号及び第14号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和11年5月31日。年間〇〇〇円。

第15号及び第16号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。

第17号及び第18号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和18年5月31日。年間〇〇〇円。石田委員、小島委員。

第19号及び第20号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和18年5月31日。年間〇〇〇円。石森委員、芳賀委員。

第21号及び第22号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。芳賀委員、伊藤委員。

第23号及び第24号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。佐々木委員、市川委員。

次号から第28号まで調整委員は、佐々木委員、市川委員となっておりますので、朗読を省略いたします。

第25号及び第26号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和18年5月31日。年間〇〇〇円。

第27号及び第28号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和18年5月31日。年間〇〇〇円。

第29号及び第30号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。竹花委員、木幡委員。

第31号及び第32号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和18年5月31日。年間〇〇〇円。木幡委員、大内委員。

第33号及び第34号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和13年5月31日。年間〇〇〇円。岡崎委員、羽石委員。

第35号及び第36号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。終期、令和9年5月31日。年間〇〇〇円。羽石委員、目黒委員。

第 3 7 号及び第 3 8 号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和 8 年 6 月 1 9 日。終期、令和 9 年 6 月 1 8 日。年間〇〇〇円。竹花委員、木幡委員。

第 3 9 号及び第 4 0 号、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。始期、令和 8 年 6 月 2 5 日。終期、令和 1 1 年 6 月 2 4 日。年間〇〇〇円。藤田委員、加藤祐介委員。

以上で議案第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 5 号の事務局説明が終わりました。利用権の設定の 5 号と 6 号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条及び別海町農業委員会会議規則第 1 4 条の規定に基づき議事参与制限により〇番〇〇委員の一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の 5 号と 6 号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

利用権の設定の 5 号と 6 号につきまして、1 5 番藤田委員お願いします。

○1 5 番 藤田委員

はい、説明いたします。5 号と 6 号につきましては、〇〇と〇〇との間で賃貸借を行っているものであり、貸借期間の満了に伴い継続して農地中間管理事業による賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の 5 号と 6 号の委員説明が終わりました。

ここで、利用権の設定の 5 号と 6 号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、利用権の設定の 5 号と 6 号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、利用権の設定の 5 号と 6 号につきまして、原案のとおり要請することに決定します。ここで〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、利用権の設定の 3 1 号と 3 2 号につきましては、〇番〇〇委

員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により〇番〇〇委員の一時退席を求めます。

(〇番 〇〇委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の31号と32号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

利用権の設定の31号と32号につきまして、9番木幡委員お願いします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。31号と32号につきまして、〇〇から〇〇へ賃貸借を行ったものであり、貸借期間満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の31号と32号の委員説明が終わりました。

ここで、利用権の設定の31号と32号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なければ、利用権の設定の31号と32号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、利用権の設定の31号と32号につきまして、原案のとおり要請することに決定します。ここで〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

(〇番 〇〇委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、議案第5号の議事参与制限以外につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

利用権の設定の1号と2号、21号と22号につきましては、3番芳賀委員。3号と9号から16号、39号と40号につきましては、2番加藤祐介委員。4号につきましては、8番山田委員。7号と8号につきましては、15番藤田委員。17号と18号につきましては、16番石田委員。19号と20号につきましては、5番石森委員。23号から28号につきましては、10番佐々木委員。29号と30号、37号と38号につきましては、11番竹花委員。33号と34号につきましては、24番岡崎委員。35号と36号につきましては、1番羽石委員をお願いします。

それでは、利用権の設定の1号と2号につきまして、3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、説明いたします。1号2号ですが、〇〇から公社が買上げていた土地を近隣の〇〇と〇〇へ賃貸の後、取得する方向で調整ができました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の3号につきまして、2番加藤祐介委員お願いします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。3号について、北海道農業公社が〇〇から買上げた土地で、調整の結果、〇〇へ5年間賃貸した後、買戻しを計画しているものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の4号につきまして、8番山田委員お願いします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。この土地は、農業公社が〇〇から買上げた土地で、賃貸借の後、買戻しを計画しているものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の7号と8号につきまして、15番藤田委員お願いします。

○15番 藤田委員

はい、説明いたします。7号と8号につきましては、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っているものであり、賃貸借期間の満了に伴い、継続して、農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の9号から16号につきまして、2番加藤祐介委員お願いします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。9号から10号につきましては、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っているものであり、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。

11号から14号につきましては、〇〇の農地を〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っているものであり、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。

15号から16号につきましては、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っているものであり、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の１７号と１８号につきまして、１６番石田委員お願いします。

○１６番 石田委員

はい、説明いたします。１７号と１８号についてですが、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っていましたが、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により期間１０年の賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の１９号と２０号につきまして、５番石森委員お願いします。

○５番 石森委員

はい、説明いたします。１９号から２０号につきまして、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っていましたが、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、〇〇が農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の２１号から２２号につきまして、３番芳賀委員お願いします。

○３番 芳賀委員

はい、説明いたします。〇〇と〇〇の賃貸借を行っていましたが、引続き賃貸借を続けるということで調整しました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の２３号から２８号につきまして、１０番佐々木委員お願いします。

○１０番 佐々木委員

はい、説明いたします。２３号から２４号につきましては、〇〇と〇〇、２５号から２６号につきましては、〇〇と〇〇の賃貸借で、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、〇〇と〇〇は５年間、〇〇と〇〇は１０年間で、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。

２７号から２８号につきましては、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っていましたが、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、〇〇が農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の２９号と３０号につきまして、１１番竹花委員お願いします。

○１１番 竹花委員

はい、説明いたします。２９号と３０号につきまして、〇〇と〇〇との間で賃貸借を行っていましたが、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の３３号と３４号につきまして、２４番岡崎委員お願いします。

○２４番 岡崎委員

はい、説明いたします。３３号と３４号につきましては、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っていましたが、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の３５号と３６号につきまして、１番羽石委員お願いします。

○１番 羽石委員

はい、説明いたします。３５号と３６号につきまして、〇〇と〇〇の間で賃貸借を行っていましたが、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の３７号と３８号につきまして、１１番竹花委員お願いします。

○１１番 竹花委員

はい、説明いたします。３７号と３８号につきまして、〇〇と〇〇との間で賃貸借を行っていましたが、賃貸借期間の満了に向けた調整の結果、継続して農地中間管理事業により賃貸借を行うものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の３９号と４０号につきまして、２番加藤祐介委員お願いします。

○２番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。３９号と４０号につきまして、〇〇と〇〇との賃貸借更新案件となっております。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第５号の議事参与制限以外につきまして、委員説明が終わりました。

ここで、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、議案第５号の議事参与制限以外につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第５号の議事参与制限以外の案件につきまし

て原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第 1 3 議案第 6 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 3 議案第 6 号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 6 号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 第 4 項の規定により証明する。

今月は 7 件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第 2 号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第 3 号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第 4 号、所在、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第 5 号、所在、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第 6 号、所在、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

第 7 号、所在、〇〇〇〇〇。面積、計〇〇〇㎡。利用状況、雑種地。所有者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

以上で議案第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 6 号の事務局説明が終わりました。なお、4 号につきましては、〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条及び別海町農業委員会会議規則第 1 4 条の規定に基づき議事参与制限により〇番〇〇委員の一時退席を求めます。

（〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、現地調査に当たられた委員の説明を求めます。

4 号につきまして、1 0 番佐々木委員お願いします。

○1 0 番 佐々木委員

はい、説明いたします。4 号については、昨年の 1 0 月 1 6 日に石森委員、岡崎委員、事務局と現地を確認し、申請地を非農地であると確認しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

4号の委員説明が終わりました。

それでは、4号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なければ、4号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、4号につきまして、原案のとおり証明することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

（○番 ○○委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第6号の議事参与制限以外につきまして、現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては、18番小島委員。2号と3号につきましては、12番猿谷委員。5号から7号につきましては、9番木幡委員をお願いします。

それでは、1号につきまして、18番小島委員をお願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。現地を確認し、雑種地として問題ないと思われま

すので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号と3号につきまして、12番猿谷委員をお願いします。

○12番 猿谷委員

はい、説明いたします。2号3号につきましては、昨年11月に木幡委員、岸本委員、事務局とともに現地を確認してまいりました。申請地は非農地であると判断しております。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号から7号につきまして、9番木幡委員をお願いいたします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。5号と6号につきましては、4月16日に小島委員、羽石委員、事務局とともに、7号につきましては、11月10日に猿谷委員、岸本委員、事務局とともに現地を確認してまいりました。申請地は非農地であると判断しました。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。

それでは、議案第 6 号の議事参与制限以外につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、議案第 6 号の議事参与制限以外につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということで、議案第 6 号の議事参与制限以外につきまして、原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第 14 議案第 7 号

○議長(信夫会長)

日程第 14 議案第 7 号「令和 8 年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(後藤主事)

議案第 7 号、令和 8 年度別海町農地移動あっせん指導価格の設定について。令和 8 年度別海町農地移動あっせん指導価格を次のとおり定める。

本町のあっせん指導価格につきましては、平成 10 年に 80 万円を上限と設定して以降変更はございません。現状を踏まえまして、令和 8 年度においても価格の設定は畑 1 ヘクタール当たり 80 万円を上限とするものであります。

以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第 7 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、あっせん指導価格の設定に関する案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 7 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、議案第 7 号につきまして、採決に入ります。否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(会長)

挙手なしということですので、議案第7号につきまして、原案のとおり設定することに決定します。

◎日程第15 議案第8号

○議長（信夫会長）

日程第15 議案第8号「町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する事前協議について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（福原事務局長）

議案第8号、町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する事前協議について。地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する事前協議が別海町長からあったので、受任の可否の決定を求める。

はじめに、議案の概要を説明させていただきます。

町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任するとは、法律等で、町又は町長が行うと定められている事項について、農業委員会との協議により、農業委員会がその事務を受任できることとなるもので、農業者年金に関する業務や、農地法に基づく転用許可等は、従前より受任しておりました。

この度、法第51条の命令（違反転用を是正する措置等の命令）に係る措置を講じない場合の公表が規定されたことに伴い、その公表が町に権限移譲されることになることから、受任する事務に追加が生じるため、事前協議があったものです。

協議書本文の朗読は省略させていただき、議案資料で説明させていただきます。

この規則は、今回の協議後に町が改正する規則となります。

第2条第2号のサに、先ほどの理由から新たに受任内容を追加記載し、これまでのサとシについては、それぞれ1つずつ繰り下がり、条項を整理したものとになっています。

なお、この規則は、今回の協議後に町が改正する規則となることを申し添えます。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務委任に関する事前協議の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質

ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なければ、議案第8号につきまして採決に入ります。

否決される方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということで、議案第8号につきまして、受任する旨の回答をすることに決定します。

◎閉会宣言

○議長(信夫会長)

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第35回総会を閉会します。